

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例の一部を改正する条例

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葉山町条例第20号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年3月11日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

## 葉山町条例第 号

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葉山町  
条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ず  
つ繰り上げ、同条に次の2号を加える。

（5）特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務  
をいう。

（6）利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事  
務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番  
号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情  
報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す  
る法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

引用している法令において、「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」が新たに定義されたことに伴い、規定の見直しを行うこととした。

## 3 施行期日

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行することとした。

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年10月14日条例第20号</p>	<p>○葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年10月14日条例第20号</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(1) <u>個人情報</u> 法第2条第項に規定する個人情報をいう。</p>
<p>(1) <u>個人番号</u> 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p>	<p>(2) <u>個人番号</u> 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p>
<p>(2) <u>特定個人情報</u> 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p>	<p>(3) <u>特定個人情報</u> 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p>
<p>(3) <u>個人番号利用事務実施者</u> 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p>	<p>(4) <u>個人番号利用事務実施者</u> 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p>
<p>(4) <u>情報提供ネットワークシステム</u> 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>	<p>(5) <u>情報提供ネットワークシステム</u> 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>
<p>(5) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(6) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(個人番号の利用範囲)</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p>
<p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p>	<p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 町長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受け</p>	<p>3 町長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特</u></p>

改正後	改正前
<p>ることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>